# 近時の特許庁実務における「明確性要件」適用の変化

## 除くクレーム・サブコンビネーションをめぐる2025-2026年の動向検証と実務戦略

2026年10月

Target Audience: 知財実務家・特許弁護士・弁理士向けエグゼクティブ・サマリー

Gemini Notebook

# Executive Summary: 3つのパラダイムシフト

## The Shift: 規範の不変と運用の厳格化

審査基準（法規範）本文は不変。しかし、2026年7月適用の**「審査ハンドブック」改訂**と**組織的指導**により、**実質的な審査ハードル**が急激に引き上げられた。

## The Target: リスクの震源地

**「明細書に定義のない除くクレーム」**と**「他装置に依存するサブコンビネーション」**が明確性要件（特許法36条6項2号）違反の主戦場へ。

## The Action: 実務の転換

拒絶への**「事後的な消極的除外」**から、当初明細書に基づく**「能動的・階層的な限定」**へと、権利化プロセスの**根本的なシフト**が急務。

Gemini Notebook

# タイムライン：組織的厳格化の軌跡（2025-2026）



**2025年4月**

## 警鐘の始まり

特許庁ウェブサイトにて「『除くクレーム』とする補正について」のお知せを公表（明確性要件違反の可能性に言及）。

**2025年11月**

## 組織的引き締め宣言

第18回審査基準専門委員会WG（資料3）。起案例の審査官への周知と、「管理職による重点確認」の実施を明言。

**2026年4-5月**

## ルール化への布石

第19回WGでの承認を経て、審査基準・審査ハンドブック改訂案に対するパブリックコメントを実施（提出意見18件）。

**2026年6-7月**

## 新運用の適用開始

6月25日公表、7月1日以降の審査に適用開始。審査ハンドブック第XII部第1章が新設され、運用が公式に厳格化。

Gemini Notebook

# The Delta: 何が変わり、何が変わっていないのか？

| | 審査基準 (ルール: 不変) | 審査ハンドブック・内部運用 (プラクティス : 厳格化) |
|---|---|---|
| 新規事項・進歩性 (周辺領域) | 除くクレームの類型(i)(ii)は「通常」許される例へ表現変更。進歩性の阻害要因は総合評価の要素へ。 | 特筆すべき新設なし（基準側での明確化にとどまる）。 |
| 明確性要件 (本丸) | 【改訂なし】<br>基準本文の変更は一切なし。既存の枠組み（36条6項2号）を維持。 | 【新設・明文化】<br>除く部分が大い/多数の場合に加え、①定義不在や明細書と異なる定義、②他文献引用形式（例:：「特開○○号公報の請求項○に記載のAを除く」）を明確性違反となり得る留意事項として明記。 |

Gemini Notebook

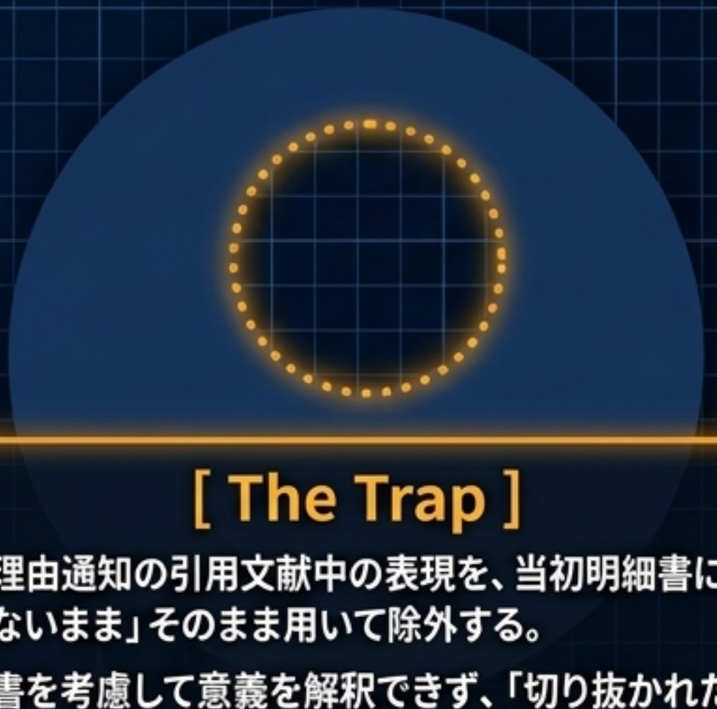
# メカニズム解剖①：「除くクレーム」と明確性の罠

特許庁のロジック：特許法70条2項「特許請求の範囲の用語の意義は明細書・図面を考慮して解釈される」

従来 / 理想的



現在の拒絶パターン



## [ The Trap ]

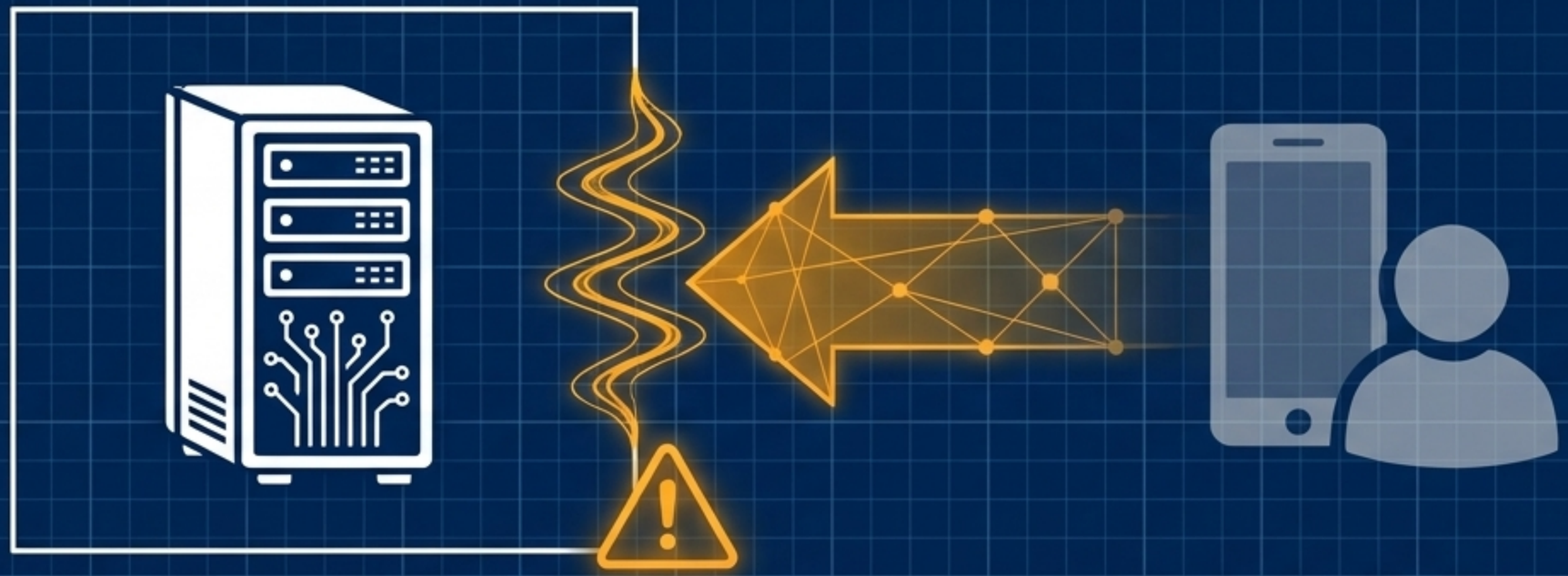
**原因：** 拒絶理由通知の引用文献中の表現を、当初明細書に「明示的記載のないまま」そのまま用いて除外する。

**結果：** 明細書を考慮して意義を解釈できず、「切り抜かれた穴の輪郭」が確定しないため、**外延が不明確（明確性違反）**と判断される。

**NG例：** 「特開○○号公報の請求項1に記載の○○を除く」形式。

Gemini Notebook

# メカニズム解剖②：サブコンビネーションのジレンマ



対象: 自装置（例：情報処理装置、サーバー）

規定要因: 他装置やユーザーの属性（例：「端末が携帯電話である」「ユーザーが子供である」）

## クレーム構造

自装置の構成要件を、直接関係のない相手方装置の属性や動作に依存して規定してしまう構造。

## 明確性違反のトリガー

他装置に関する記載が、自装置の構成を「どのように特定しているか」当業者が明確に把握できない場合、明確性要件違反となる（審査基準 第II部第2章第3節 4.2 の適用強化）。

Gemini Notebook

# 実務家の視点：論点の交錯と統合的理解

高石論考：「明確性違反での処理が相次いでいる（第2のPBPショック）」

田中指摘：「変化の中心は明確性ではなく、新規事項追加による拒絶である」

① 新規事項

② 進歩性

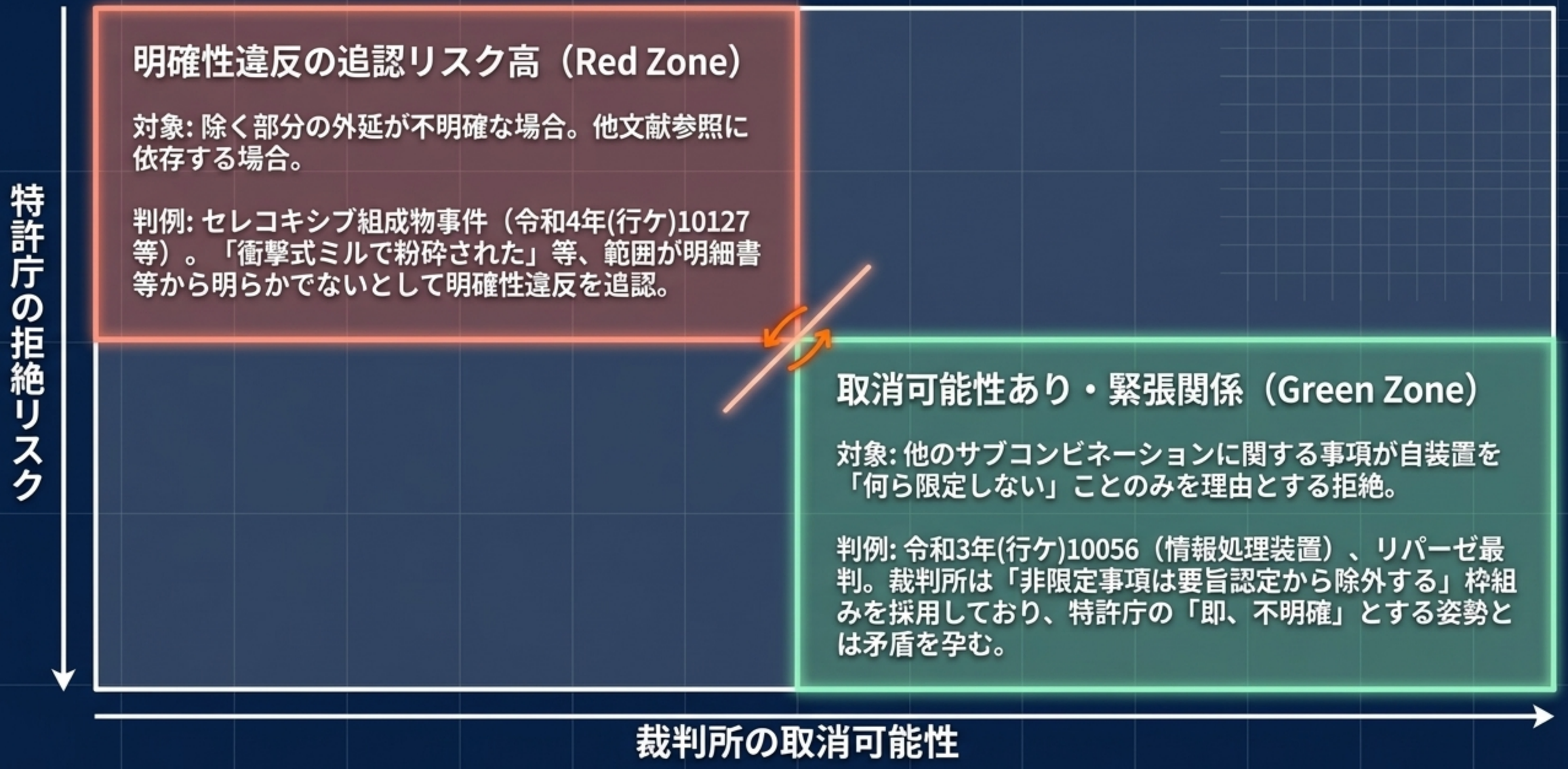
③ 明確性

## 事後的なクレーム補正の厳格な排除

【分析】変化の実質は新ルールの創設ではなく、既存枠組みの適用強化。経路は「新規事項」「進歩性」「明確性」の3つに分かれるが、行き着く先は「安易な『除くクレーム』等による事後対応の遮断」という一つの事実である。

Gemini Notebook

# 裁判所のスタンス：特許庁運用との緊張関係マップ




Gemini Notebook

# 戦略的ピボット：受動的除外から能動的限定へ

## Before (旧実務)：受動的除外（Passive Exclusion）



審査で拒絶理由通知を受けてから、引用文献の記載を「除くクレーム」で後発的に切り抜く。
審査対応の最後の手段への依存。

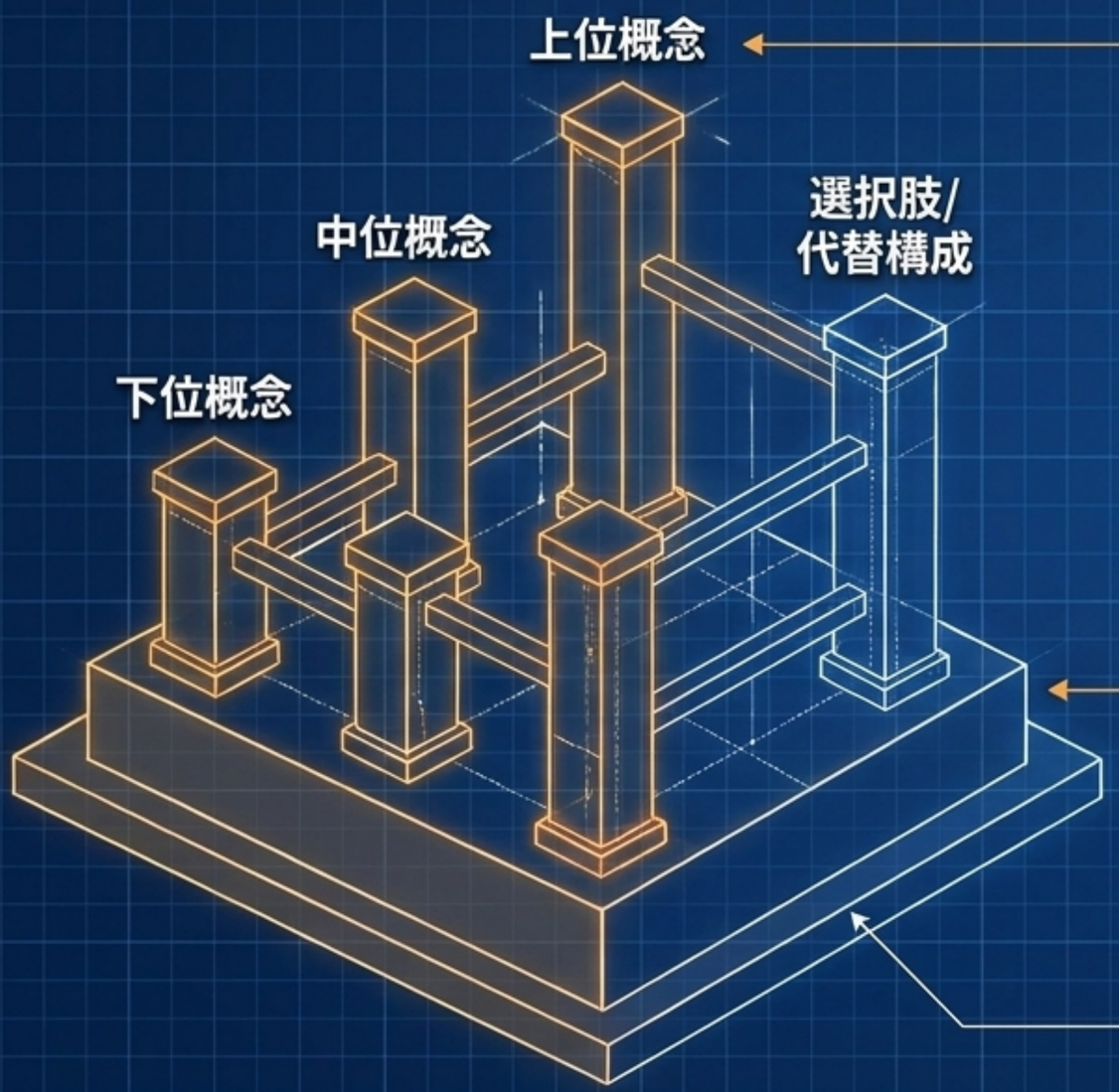
## After (新実務)：能動的限定（Active Limitation）



当初明細書から多層的な防衛線（上位・中位・下位概念、代替構成、適用外条件）を張り巡らせる。
除外ではなく、積極的な構成要件の限定により権利を構築するアーキテクチャ設計。

Gemini Notebook

# 実務プレイブック①：出願時（Phase 1: Filing）




## Action 2: サブコンビネーションの「自装置」引き直し

相手装置の動作や属性をそのまま書くのではなく、「自装置が何を受信・判定・処理するか」という自装置側の入力・処理条件として記載する。

例：「ユーザーが子供である」
→「受信した属性情報が子供を示す場合は、所定処理を実行しない」

## Action 1: 階層的記載の網羅

除くクレームに頼らずに済むよう、上位・中位・下位概念、選択肢、好ましい範囲、代替構成、適用対象外の条件を当初明細書に段階的に記述する。

**当初明細書の強固な基盤**

Gemini Notebook

# 実務プレイブック②：審査時（Phase 2: Examination）

**Rule of Thumb:** 除くクレームは最終手段。積極的限定を最優先する。

**拒絶理由通知に対する方針**

## Route A（補正・再定義）

引用文献の引き写しや「特開○○の…を除く」形式は厳禁。
必ず「当初明細書の用語」を用いて除く対象を明確に再定義する。

## Route B（補正なし反論 - サブコンビネーションの場合）

主張(i)：他装置の記載は自装置の処理条件（入力・出力等）として技術的意味を持つ。

主張(ii)：仮に非限定であっても、要旨認定から除外されるにとどまり、外延は明確である（令和3年(行ケ)10056の援用）。

Gemini Notebook

# 実務プレイブック③：訂正時 (Phase 3: Correction)

**The Balancing Act:**
**減縮要件と明確性要件の両立**




**NG Action (追加):**

発明を特定しない文言（他装置の動作、効果、利用者属性など）の**追加**。**減縮に当たらず、かつ不明確となるリスク**（判例：噴射製品事件 令和3年(行ケ)10090）。

**Strategic Action (除く訂正の検証):**

除く訂正を行う場合は、事前に**「外延の明確性」を徹底検証**する。外延が明確であれば**減縮と認められる余地**がある（判例：ポリエステル樹脂組成物事件 令和4年(行ケ)10030）。

Gemini Notebook

# 実務プレイブック④：訴訟・無効審判（Phase 4: Litigation）

## 権利者（原告）のジレンマ

侵害を立証するために「この記載は非限定事項だから充足は不要」と主張すればするほど、相手方からの「非限定だから明確性要件件違反（無効）」の抗弁を助長してしまう。

☞ 訴訟初期から、技術的範囲の主張と無効抗弁への反論が矛盾しないよう主張構成を整理する。




## 被疑侵害者（被告）の戦略

「除くクレーム」や「非限定的な文言（他装置の動作等）」を含む特許に対しては、進歩性に加えて「明確性違反の無効抗弁（104条の3、123条1項4号）」の戦術的価値が飛躍的に高まっている。

Gemini Notebook

# 総括：境界線を制御する新たなブループリント

## ファクトの徹底確認

論考や二次情報に安易に依拠せず、J-PlatPat等で個別の審決・決定・通知書の原文を自ら確認する。

## ハンドブックに基づく予防

審査ハンドブック第XII部第1章（特に「包装袋」等の新設事例）を設計基準としてインストールする。

## 「除く」からの脱却

除外（Exclusion）ではなく、当初明細書の徹底した充実による能動的限定（Limitation）へと組織の明細書作成標準をアップデートする。

**特許庁が引いた新たな「明確性の境界線」をナビゲートし、堅牢な権利を構築せよ。**

Gemini Notebook